

諮問日：令和 6 年 1 1 月 2 5 日（令和 6 年度（情）諮問第 5 1 号）

答申日：令和 7 年 6 月 3 0 日（令和 7 年度（情）答申第 2 0 号）

件 名：福岡地方裁判所における審理その他の処分をした部等がその都度、処分の
要領等を長官等に報告すべき事件の取扱いに関する記載がある文書等の不
開示判断（不特定）に関する件

答 申 書

第 1 委員会結論

別紙 1 の 2 から 4 までの各文書（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、福岡地方裁判所長が、開示を求める司法行政文書を特定することができないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、是正すべきである。

第 2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第 2 に定める開示の申出に対し、福岡地方裁判所長が令和 6 年 1 0 月 3 日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第 1 1 の 1 に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第 1 1 の 3 に定める諮問がされたものである。

第 3 苦情申出人の主張の要旨

極めて特異な事件取扱態様を特定しており、さらに補正書において具体例として「東京高等裁判所特殊事件取扱規定」を挙げているから、対象文書の特定を欠いているとはいえない。また、実質的に補正依頼等を経ることもなく、不意打ちで一方向的にゼロ回答に持ち込んだのは不当である。

第 4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

- 1 福岡地方裁判所は、別紙 1 記載 2 から 4 までの開示申出について、当該記載では申出に係る文書を特定することができなかったため、苦情申出人に対し、開示を求める文書を特定するよう補正を求めたところ、令和 6 年 3 月 2 6 日付

け補正書（以下「本件補正書」という。）が提出されたが、本件補正書の内容によっても、なお対象文書を特定することができなかった。

- 2 苦情申出人は、別紙1記載2の開示申出は、極めて特異な事件取扱態様を特定しており、さらに補正書において具体例として「東京高等裁判所特殊事件取扱規程」を挙げているから、対象文書の特定を欠いているとはいえないこと、実質的に補正依頼等を経ることもなく、不意打ちで一方的にゼロ回答に持ち込んだのは不当であることを理由として、再探索して開示することを求めている。
- 3 しかしながら、福岡地方裁判所が上記のとおり補正を求めた趣旨は、別紙1記載2の「審理その他の処分」という文言に関し、「審理」あるいは「処分」の対象及び「その他の処分」の趣旨が不明であり、そのため具体的にどのような文書の開示を求めているのか明らかではなかったことによる。これらの点は、本件補正書によっても明らかにはなっておらず、福岡地方裁判所において申出に係る文書を特定することができなかったのはやむを得ないと言わざるを得ない。また、別紙1記載3及び4も、別紙1記載2を前提としているため、対象となる文書を特定することができず、探索が不能であった。

なお、苦情申出人は、本件補正書において具体例として「東京高等裁判所特殊事件取扱規程」を挙げていること等を指摘するが、当該例示等があったとしても、文書の特定が可能な程度の具体的な補正があったと言うことはできない。

また、苦情申出人は、別紙1記載2の「審理その他の処分」という文言は「東京高等裁判所特殊事件取扱規程」の引用に基づいたものであり、同規程が東京高裁において長年運用されてきたことから、少なくとも東京高裁内では十分具体的に長官報告の対象が特定されているとも主張するが、福岡地方裁判所において申出に係る文書を特定し得る事情とはいえない。

したがって、別紙1記載2から4までの開示申出については、探索できる程度の文書の特定がなされているとは言えず、対象文書を特定することができない。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和6年11月25日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を収受
- ③ 令和7年5月23日 審議
- ④ 同年6月20日 審議

第6 委員会の判断の理由

- 1 最高裁判所事務総長は、開示を求める司法行政文書を特定することができないとした原判断が相当である理由として、別紙1の2の「審理その他の処分」という記載に関し、「審理」あるいは「処分」の対象及び「その他の処分」の趣旨が不明であり、そのため具体的にどのような文書の開示を求めているのか明らかではなかったが、これらの点は、本件補正書によっても明らかにはなっていない旨及び別紙1の3及び4も、別紙1の2を前提としているため、対象となる文書を特定することができない旨を説明する。

そこで、本件開示申出書及び本件補正書によって、開示を求める司法行政文書を特定することができないかを検討する。この点について、苦情申出人は、本件補正書において、別紙2に記載のとおり、福岡地方裁判所において取り扱っている多数の事件の中で、他の案件とは明確に区別して慎重に取り扱うようなルールが存在しているか否かを問題とするものである旨説明した上で、例示として、東京高等裁判所においては「東京高等裁判所特殊事件取扱規定」なるものをもって、特殊事件については審理その他の処分をした部がその都度、処分の要領等を長官に報告することなど特別な取扱いをしている旨を指摘する。

そこで、当該指摘を踏まえ、当委員会庶務を通じて確認した結果によれば、実際に、東京高等裁判所が保有する司法行政文書として「東京高等裁判所特殊事件取扱規程」（昭和23年9月10日制定、最終改正は昭和27年6月26日）が存在し、「憲法違反を理由とする重要な事件、基本的人権に関連する事

件、労働関係の重要な事件、政治的、経済的又は社会的に大きな関心を持たれている事件等で、常置委員会が、特別の取扱いをするのを相当と認めた事件」については、記録の表紙に「特殊事件」の表示をした上、審理その他の処分をした部が、その都度、処分の要領を東京高等裁判所に報告すべき旨定められていることが認められた。

上記本件補正書の記載内容に加え、東京高等裁判所特殊事件取扱規程の内容も加味して検討するならば、別紙１の２の申出は、上記東京高等裁判所特殊事件取扱規程に類似するような、特定の事件について一定の手続を経て他のものと区別し、その経過を当該裁判所の長に報告するような特別の取扱いを行うこととしている文書の開示を求める趣旨のものであると解されるほか、別紙１の３及び４は、別紙１の２の文書が存在する場合において、当該文書に基づき特別な取扱いをすることとされた具体的な報告・決裁手続等に関する文書の開示を求めるものと整理することができる。

そうすると、本件開示申出は、開示を求める文書を特定することができないとはいえないから、上記の解釈を前提に、福岡地方裁判所において、別紙１の２の申出に係る文書を探索し、その結果に応じてその余の文書を探索した上で、再度開示等の判断を行うのが相当である。

最高裁判所事務総長は、上記のとおり、「審理」あるいは「処分」の対象及び「その他の処分」の趣旨が不明であると指摘するところ、これらの意味するところが全く不明確であるともいえない上、本件補正書の記載内容や、例示されている実在する文書の内容を加味すれば、本件開示申出文書について一定の整理を行って該当する文書の探索を行うことは可能であり、探索に際して上記各文言の正確な定義等を確認する必要があるとも解されない。

- ２ 以上のとおりであるから、本件開示申出文書について開示を求める司法行政文書を特定できないとした原判断については、別紙１の２の申出は、上記１にその内容を記載した東京高等裁判所特殊事件取扱規程に類似するような、特定

の事件について一定の手続を経て他のものと区別し、その経過を当該裁判所の長に報告するような特別の取扱いを行うこととしている文書の開示を求めるものとして、また、別紙１の３及び４は、別紙１の２の文書が存在する場合に、当該文書に基づき特別な取扱いをすることとされた具体的な事件や報告・決裁手続等に関する文書の開示を求めるものとして整理し、この整理に基づいて該当する文書を探索した上で、改めて開示等の判断をすべきであることから、是正すべきであると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

委員 長戸 雅子

委員 川神 裕

別紙 1

- 1 取扱規程等に基づき、あるいはその他の理由等により、特別な取扱いをすることを相当と認め、例えば事件記録又は事件に係る電算情報等に「特殊事件」などと表示ないしフラグを付けるなど他の方法も含め、通常のものとは区別されたすべての事件番号、原告及び被告の記載がある文書。（注1）
- 2 上記1を含め、審理その他の処分をした部（者）がその都度、処分の要領等を長官「所長」に報告すべき事件の取扱いに関する記載がある文書。（注2）
- 3 上記2に基づく報告に係る文書及び用いられた関係文書一式及びその決裁等係る関係文書のすべて。
- 4 上記3に対する応答ないしその結果（例えば指示、取扱方針、意見、所感など）に関する記載がある文書すべて。

（注1）もし該当する事件を全件示した一覧表の類が存在しない場合、すべてのそのような個別事件を網羅するよう、個別の事件番号、原告、被告が記載されている文書又は電算情報を任意に一ずつ抽出するなどをもって、該当する事件全件について開示することを求めるもの。

（注2）文書例としては、事務取扱要領、通知・通達・事務連絡等、書簡、マニュアル、教材、事務引継書の類なども考えられる

（注3）文書には、本信の写し・控え等、メモ・鉛筆書込みの類、電子メール・掲示板、電算登録情報の類なども含まれる。

別紙 2

本件補正書抜粋

- 1 (略) 一部の裁判所では裁判事務の分担に際し基本原則とは異なる分配をすることとしている事件を「特殊事件」と称して取り扱っていることを承知するに至りました。

しかしながら、当方が本件において開示対象としているものは、そのような多数の案件に対して画一的な取扱いを行う場合の単なるカテゴリー分けの範疇に留まるような類は対象としていません。

- 2 当方が本件において開示対象としているものの意味合いとしては、御庁が扱っている本当に数ある事件のうちから、ことさら個別に取り上げて他案件とは明確に区別して慎重に取り扱うようなルールが、もし存在している場合に、その関係文書の開示を求めるという趣旨になります。

- 3 具体例として、東京高等裁判所においては「東京高等裁判所特殊事件取扱規定」なるものをもって、特殊事件については審理その他の処分をした部がその都度、処分の要領等を長官に報告することなど、かなり慎重な取扱いをしているところ、これは明らかに該当する事件が少数にとどまることを前提にした過大な取扱いであり、極めて特殊で例外的なものと考えざるを得ません。

(以下略)